

行政事業レビューの実施等について

〔平成 25 年 4 月 5 日〕  
閣 議 決 定

- 1 政府は、毎年、行政事業レビュー（次に掲げる取組をいう。以下同じ。）を実施することにより、各府省庁が所掌する事業のより効果的かつ効率的な実施並びに国の行政に関する国民への説明責任及び透明性の確保を図り、もって国民に信頼される質の高い行政の実現を図るものとする。
  - (1) 各府省庁自らが、事業に係る予算の執行状況等について、個別の事業ごとに整理した上で、毎会計年度終了後速やかに必要性、効率性及び有効性等の観点から検証して当該事業の見直しを行い、その結果を予算の概算要求及び執行に反映するとともに、それらの結果を公表すること。
  - (2) (1) の検証を行うに当たっては、次に掲げる取組を行うこと。
    - ① 事業に係る予算の執行状況等を分かりやすい形で公表すること。
    - ② 外部性が確保され、客観的かつ具体的で、厳格な検証となるよう、事業に係る予算の執行その他行政運営に関して識見を有する者の意見を聴くこと。この場合、効果的かつ効率的に意見聴取を行うとともに、一部の事業については、公開性を確保した上で行うこと。
- 2 各府省庁は、補助金や出資等により造成された特定の基金を活用し、事業を実施している場合には、当該基金の執行状況等を分かりやすい形で毎年公表することとする。
- 3 行政事業レビューの実施等に当たっては、統一的かつ効率的に実施する観点から、内閣官房行政改革推進本部事務局において、各府省庁に共通する手続の策定等を行い、これを推進することとする。
- 4 行政事業レビュー（国丸ごと仕分け）の実施について（平成 23 年 6 月 7 日 閣議決定）を廃止する。